岐阜市強い畜産構造改革支援事業実施要領

平成30年 3月29日決裁
改正 令和元年 7月30日
令和 3年 7月 6日
令和 5年 5月18日
令和 7年 8月20日
令和 8年 4月 1日

（趣旨）

第1条　この要領は、畜産構造改革支援事業における強い畜産構造改革支援事業に係る補助金（以下「畜産構造改革補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号）及び岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱（平成11年3月25日決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の額）

第2条　畜産構造改革補助金の額は、強い畜産構造改革支援事業実施要領（平成27年4月1日畜第8号農政部長通知。以下「県要領」という。）第6の1の⑴及び⑶による岐阜県の補助額（以下「県補助額」という。）に第3条の規定による加算額を加えた額とする。

（補助金の加算）

第3条　県要領に規定する補助のうち、補助対象事業費に対する県補助額が2分の1未満の場合、その額に2分の1を乗じた額を上限として、予算の範囲内で加算する。

（その他）

第4条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成30年3月29日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年7月30日から施行する。

附　則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

附　則

この要領は、令和5年5月18日から施行する。

附　則

この要領は、令和7年8月20日から施行する。

附　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。